様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　２０２５年　　７月　　１日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃてくねっと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社テクネット  （ふりがな）わたなべ　しゅうじ  （法人の場合）代表者の氏名 渡辺　周二  住所　〒380-0935  長野県長野市中御所１－１６－１８藤栄中御所ビル  法人番号　4100001002080  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組み | | 公表日 | ２０２５年　５月　　１９日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに「DX推進の取組み」にて公表  公表場所：https://www.tecnet.co.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2%e3%81%ae%e5%8f%96%e7%b5%84%e3%81%bf/  記載箇所：  タイトル「VISON」  タイトル「DX推進の取組について」 | | 記載内容抜粋 | 「VISON」  お客様の事業成長を加速するデジタルソリューション・パートナー  「DX推進の取組について」  株式会社テクネットは設立以来、基本理念としてフロンティア精神に燃える若い頭脳と技術力で、たえず未来のネットワークと技術（テクニック）の融和に挑み続けてきました。  近年のデータ活用やデジタル技術の進化により社会および競争環境が急速に変化しています。この社会および環境変化に対応していくためには、私達自らがデータやデジタル技術を活用したDXを推進し、そこで得た経験をもとに自社製品を含めたお客様向けソリューションへの活用やお客様のDX推進支援を行い地域活性化の一助となれる様活動してまいります。  テクニックとネットワークの融和という、私達テクネットの基本理念とデータ活用とデジタル技術に基づきDXによりさらなる躍進を遂げたいと念願しております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認を受けた内容で公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組み | | 公表日 | ２０２５年　６月　　２７日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに「DX推進の取組み」にて公表  公表場所：https://www.tecnet.co.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2%e3%81%ae%e5%8f%96%e7%b5%84%e3%81%bf/  記載箇所：  タイトル「DX推進戦略」 | | 記載内容抜粋 | ・営業業務  営業プロセスにおいてSFA/CRMで蓄積した営業データと顧客データを分析・活用し、データに基づき営業活動の無駄をなくし、パーソナライズされた提案によってお客様との関係を深めることにより営業活動の効率化と顧客接点の強化を実現します。  また、リアルタイムのデータで営業戦略を常に最適化し、新たなビジネスチャンスを創出します。  ・事務業務  事務業務プロセスにおいてワークフローシステム、電子契約システムを活用し、申請・承認プロセスのデジタル化とペーパーレス化を推進します。これにより、事務業務の生産性を向上させ、情報共有の円滑化と作業時間の短縮を実現します。  ・製品へのDX活用  自社でのDX推進で得た経験をもとに自社製品への活用やお客様に向けたDX導入コンサルティング、支援の新たなサービスを創生し、新たな価値提供と収益機会の創出を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認を受けた内容で公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：  タイトル「DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | ・組織  代表取締役直轄のＤＸ推進室を設置し各部に推進者担当者を設け社内DXを推進します。  また、お客様向けソリューションへの取組は、DX推進室、営業、開発各部門が連携し推進します。  ・デジタル人材の育成・確保  DX推進およびリテラシー向上を図るため、社内、外部研修を活用し、IT関連資格取得を推進します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：  タイトル「ITシステム環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | DX推進のためのツール、IT基盤の見直、再構築により業務の効率化やデータ活用可能なITシステム環境を整備、維持します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組み | | 公表日 | ２０２５年　５月　　１９日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ「DX推進の取組み」に掲載  公表場所：https://www.tecnet.co.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2%e3%81%ae%e5%8f%96%e7%b5%84%e3%81%bf/  記載箇所：  タイトル「DX戦略指標」 | | 記載内容抜粋 | ・お客様数  ・事務作業短縮時間  ・ペーパーレス率  ・IT関連資格取得者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年　５月　　１９日 | | 発信方法 | 当社ホームページに「DX推進の取組み」にて代表取締役名で発信  https://www.tecnet.co.jp/dx%e6%8e%a8%e9%80%b2%e3%81%ae%e5%8f%96%e7%b5%84%e3%81%bf/  タイトル「経営者のＤＸ推進メッセージ」 | | 発信内容 | 株式会社テクネットは、創業以来、ITに関する深い知見と確かな技術を軸に、お客様の事業特性や課題に寄り添い、最適なソリューションを提供することで、共に成長を続けてまいりました。  私たちは、「お客様の事業成長を加速するデジタルソリューション・パートナー」というビジョンの実現に向け、近年のテクノロジーの急速な進化に対応するため、自らのデジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進します。この自らの変革で得た実践的な経験を活かし、お客様のDX推進を強力に支援し、持続的な成長に貢献する信頼のパートナーであり続けることを目指します。  私たちは、自社のDX推進を通じて、生産性を高め、より洗練されたソリューションを迅速に提供できる体制を確立し、お客様へ新たな価値を提供してまいります。また、先進的な技術の活用やデータに基づいた意思決定により、お客様のビジネス変革を力強く後押しいたします。  今後、当社のDX推進の取り組みやその進捗について積極的に情報発信してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年４月頃　～継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を実施し、IPAの入力サイトより提出済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２２年７月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行っている。 宣言ID:40215439706 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。